

○総務省令第七十六号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）別表第八号、第十五号、第十七号及び第十八号並びに関係法令の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

総務大臣 林 芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法別表第八号の総務省令で定める事務)

第八条 法別表第八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号。以下この条において「入管法施行令」という。）第三条の規定による届出の年月日の記載若しくは記録

〔二〇五 略〕

六 入管法第十九条の十五の二第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号）第二条第一項の規定による提出を受けること、同条第二項の規定による旅券の提示の確認若しくは書面の提出を受けること、同条第五項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取又は特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省・法務省令第一号）第二条第二項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の地方公共団体情報システム機構への送付

七 入管法第十九条の十五の二第三項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定在留カードの受領若しくは引渡し、入管法施行令第三条の二第三項の規定による交付年月日の記録、同条第四項の規定による通知、入管法第十九条の十五の二第九項の規定により返納される在留カードの受領若しくは出入国在留管理庁長官への送付又は同条第十二項の規定による手数料の経由

八 〔略〕

九 入管法施行令第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

十 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の四

第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

十一 〔略〕

(法別表第八号の総務省令で定める事務)

第八条 〔同上〕

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の七第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される在留カードの受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第二項の規定による住居地の記載（入管法第十九条の四第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは在留カードの返還

〔二〇五 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

六 〔同上〕

七 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

八 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の三

第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

九 〔同上〕

十二 特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

十三 特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第四条第二項の規定による特定在留カードの提示の確認又は同条同項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査
(法別表第十五号の総務省令で定める事務)

第十五条 法別表第十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕 略

二 入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。)第一条(同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による交付年月日の記録又は入管特例法施行令第二条第一項(同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による通知

〔三〕 略

四 整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三條第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十三條第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

〔五〕 略

六 整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四條第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十四條第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

七 入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項の規定による住居地の記載(入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。)若しくは特別永住者証明書の返還又は入管特例法施行令第四条の規定による記載若しくは記録

〔八〕 略

十一 入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記録

十二 入管特例法第十二條第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特

〔新設〕

〔新設〕

(法別表第十五号の総務省令で定める事務)

第十五条 〔同上〕

〔一〕 同上

二 入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。)第一条の規定による交付年月日の記録又は入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

〔三〕 同上

四 整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三條第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十三條第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

〔五〕 同上

六 整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二條第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四條第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十四條第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

七 入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載(入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。)若しくは特別永住者証明書の返還

〔八〕 同上

十一 入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記録

十二 入管特例法第十二條第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特

例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十三 入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十四 入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の出入国在留管理庁長官への送付

〔十五・十六 略〕

十七 入管特例法第十六条の二第一項の規定による申請（同条第十一項の規定による申請を含む。）の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第二号）第一条第一項の規定による提出を受けること、同条第三項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取又は特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に關し必要な事項を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省・法務省令第二号）第二条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の地方公共団体情報システム機構への送付

十八 入管特例法第十六条の二第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則第二条第一項の規定による提出を受けること、同条第二項の規定による旅券の提示の確認若しくは書面の提出を受けること又は同条第五項の規定により提示される資料の確認若しくは説明の聴取

十九 入管特例法第十六条の二第四項（同条第十一項で適用する場合を含む。）の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、同条第七項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第十六項の規定による手数料の経由

〔二十～二十四 略〕

二十五 特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に關し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条 法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは同法第三条の二第一項の規定による申請の受理若し

例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十三 入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録

十四 入管特例法第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、入管特例法第十四条第四項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記録、入管特例法第十四条第五項の規定による手数料の経由又は入管特例法施行令第六条の規定による通知若しくは資料の出入国在留管理庁長官への送付

〔十五・十六 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔十七～二十一 同上〕

〔新設〕

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条 〔同上〕

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくは

くはその申請に係る事実についての審査、同法第三条第四項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第三条第五項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第三条第六項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第三条第七項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

〔二〇五 略〕

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは同法第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第二十二条第四項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第二十二条第五項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第二十二条第六項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第二十二条第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

〔七〇十八 略〕

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条 法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 番号利用法第十八条の五第三項の規定による通知を受けること、同条第四項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第七項の規定による通知を受けること、同条第八項の規定により返納される個人番号カードの受領又は番号利用法施行令第十八条の三第一項の規定による書面の受領

〔九〇七 略〕

その申請に係る事実についての審査、第三条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

〔二〇五 同上〕

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第二十二条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

〔七〇十八 同上〕

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

〔九〇七 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。